

遠賀川河口域における不法係留船対策について

遠藤 孝司¹・吉岡 竜司¹・松村 忠行²

¹九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課 (〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1)

²九州地方整備局 河川部 水政課 (〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7)

遠賀川河口域及び支川西川では、バブル期にプレジャーボートの所有者が増加したことなどから、ピーク時には800隻を超える不法係留船があり、周辺地域への環境問題及び治水上の問題が深刻となっている。この不法行為を是正するため、現在実施している不法係留船対策等について発表する。

キーワード 遠賀川, 不法係留船, プレジャーボート, 代執行, 重点的撤去区域

1 遠賀川河口域における不法係留船の現状

遠賀川河口域及び支川西川では、西川が福岡県管理であった昭和40年以前より、その立地条件の良さから船舶が係留されるようになり、平成初頭のバブル期にプレジャーボートの所有が増加すると、河川区域内において、河川管理者の許可を得ずに多数の船舶【ピーク時(H13年)：843隻、H23.9月現在：583隻】が係留又は放置され、係留に伴う不法工作物も設置されるようになった。(表-1)

河川に不法係留された船舶は、大雨や高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、また係留に伴う係留柱等の不法工作物の設置など、河川管理上大きな問題となっている。また、船舶の老朽化による沈船が原因となる水質事故や廃船の放置(廃棄)などが見受けられるようになってきている。さらに、周辺地域に対する環境問題(騒音・ゴミ・違法駐車等)の被害も長年発生しており、不法係留船の早急な是正が求められている。

(写真-1)

遠賀川水系不法係留船の推移

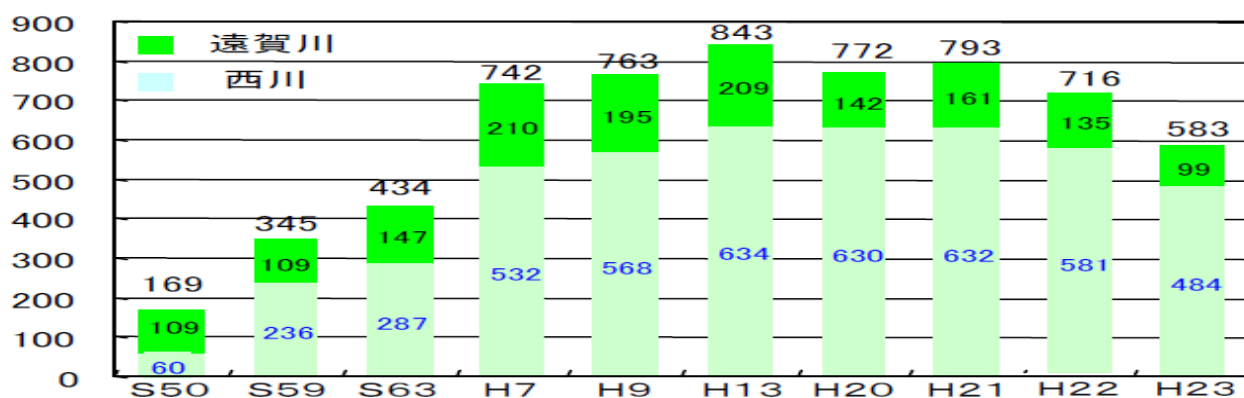


表-1 不法係留船の推移



写真-1 不法係留船の現状

2 新たな対策に向けた環境づくり（経緯）

(1) 過去の対策

長年このような状況であったため、遠賀川河川事務所では、過去、沈船や放置船の代執行などを実施してきた。また、河川区域内に保管施設を整備することを前提とした不法係留船対策を実施しようとしたが、地元自治体等の同意が得られず、効果的な対策は実施出来なかった。

(2) 新たな対策に向けた下地（規制と保管）

そのような中、次のように不法係留船対策を行うための環境整備が為されていった。

a) 河川局長通達「計画的な不法係留船対策の促進について」

全国的な不法係留船問題を受け、平成10年に河川局長通達が発出され、「河川水面の利用調整に関する協議会の設置」「不法係留船対策に係る計画の策定」「重点的撤去区域の設定」など、不法係留船対策を実施する手順が示された。

b) 所有者特定

平成14年に「小型船舶の登録等に関する法律」が施行され、行政指導等に必要となる所有者情報について、日本小型船舶検査機構への照会が可能となった。

c) 新たな保管施設計画

遠賀川河口から近い場所に、北九州市による保管施設、脇田フィッシャリーナが新に整備（平成24年開業）されることとなった。（図-1）

このように不法係留船対策に必要な規制（a,b）と保管（c）という条件が整った事により、平成20年度から改めて遠賀川河口域における不法係留船対策を実施していくこととなった。

(3) 新たな対策に向けた環境づくり

まず、平成20年度1年間をかけ、不法係留船対策の



図-1 脇田フィッシャリーナ位置図

必要性を、地域住民（区長）・地元漁協・地元自治体・河川利用者などへ、何度も個別に説明を行った。

その結果、地域住民・地元漁協・地元自治体・河川利用者などからなる「西川利用対策会議」を開催するに至った。この「西川利用対策会議」は平成21年度から平成22年度にかけ、計5回実施し、遠賀川河口域における不法係留船の現状把握と認識の共有、地域の意見の聴取、先進事例の検証、及びそれらを元にした「重点的撤去区域（素案）」を提示すると共に、河川局長通達に則った「遠賀川河口域利用対策協議会」設立への同意を得ることができた。

(4) 遠賀川河口域利用対策協議会

「遠賀川河口域利用対策協議会（以下、協議会）」は、学識経験者、地方公共団体、警察、河川管理者等を委員とし、その他関係する機関にはオブザーバーとして参加を要請している。協議会では、遠賀川河口域、西川、及びそれらに合流する福岡県管理河川（江川・戸切川・吉原川）における、適正な河川利用を推進するための方策について、検討・提言することを目的としており、主に、

①不法係留船対策の計画策定について意見を述べる

②不法係留船を受け入れる施設を設置する者を占有主体として認否する

といった役割を担っている。

(5) 遠賀川下流部利用者会議

協議会設立に併せ、「西川利用対策会議」を名称変更し存続することとなったのが、「遠賀川下流部利用者会議（以下、利用者会議）」である。

利用者会議は、地元自治体、地元漁協、地元区長、不法係留者の代表、河川管理者などで構成し、「西川利用対策会議」の考え方を継承しつつ、遠賀川下流部全体の課題を議論することを目的とし、「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映させる役割を担っている。

(6) 協議会と利用者会議との関係

河川管理者は、利用者会議において不法係留船対策に係る計画（案）等に地域の意見を反映させ、さらにその計画（案）等を協議会に諮り、協議会の意見に基づき、計画策定等を行う流れとなっている。（図-2）

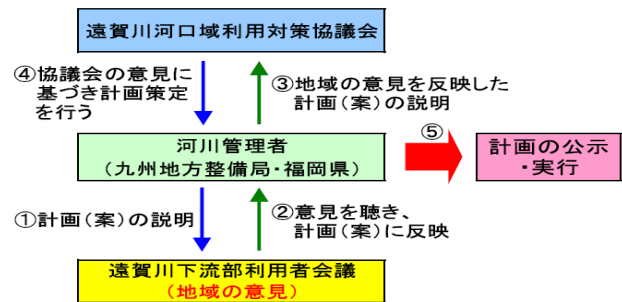


図-2 協議会と利用者会議の関係

4 今後の課題

この様に、平成24年度に初めて水面係留船の対策を行うなど、遠賀川河口域における不法係留船対策は始まったばかりである。今後第3期、第4期と不法係留船の数は大きく増えるうえ、次のような課題もある。

(1) 再係留防止

対策を進め、不法係留船が移動・撤去されても、同じ箇所にて別の船が再係留すると対策の意味がなくなる。

そこで、全国の先進事例を参考にするなど、再係留防止を図る必要がある。

a) 物理的な対策

物理的に再係留させない方法として、以下のような手法を検討している。

- ① 係留柱等の撤去 (移動・撤去後残った係留柱等の係留施設を撤去する)
- ② 河道内におけるバリアの設置 (船が河岸に近づけないよう、捨石などを設置する)
- ③ 橋梁等へのバリアの設置 (橋梁付近などにフェンスを横断的に設置し、対策が完了した区域へ船が遡上できないようにする。

これらの手法は、大きな効果があると思われるが、

②・③については、河道内に本来不要な物を設置することにもなり、河川管理上支障が無いかも含め慎重に検討しなければならない。(写真-2)

b) ソフト的な対策

ソフト的な対策としては、先進事例として実施されている、関係機関や地域住民と連携したパトロールがある。

不法係留者の多くが、不法行為であることを認識しており、船舶を使用する際にも人目を気にする傾向がある。



写真-2 物理的な再係留防止策

そこで、通常河川管理者として実施している巡視とは別に、警察や地元自治体などの関係機関や地域住民と合同でパトロールを行い、船舶利用者(=不法係留者)に船舶の移動等と呼びかけるものである。

この方法も地域住民が参加することにより、不法係留者に対し、常に監視の目があることを意識させることが出来るが、実施には地域住民の理解と協力が必要であり、そのための事前調整が必要である。

(2) 船舶の受入先の確保

遠賀川河口周辺には、正規の船舶保管施設が複数有り、新たに整備される保管施設を含め、収容余力だけであれば、不法係留船を全て受け入れることは可能である。

(図-4)

しかし、船舶所有者の中には、保管費用や保管施設までの距離などを理由に、これらの施設を敬遠する者も少なくない。特に全長が9mを超える大型船が収容可能な施設となると、遠賀川河口からかなり離れた場所にしかないため、より近い場所での受入先の確保が急務となる。

そのため、3(3)の民間保管施設の占用許可手続きを進めると共に、港湾管理者等と協議を行い、近隣の港湾施設などに、大型船を中心としたプレジャーボートの受入を進める必要がある。

5 最後に

この様に、まだ問題や課題も多く、船舶所有者からの反発も少なくないが、粘り強く対策を進めて行き、不法係留船による様々な問題が解消できるよう努めていきたい。



図-4 遠賀川河口周辺の保管施設